

東京都機械設備工事標準仕様書 (令和2年4月) 正誤表

編	章	節	項	(1)	ア	表	ページ	誤	正	備考
2	2	5	12	(7)			54	(7) 管の劣化する恐れがある溶剤、 <u>油性マーキング、調合ペイント</u> 、軟質塩化ビニル (ビニルテープ等) など可塑剤を含んだ材料と接触させないように施工する。また、管端部の養生にビニルテープを使用した場合には、ビニルテープ部の管を除去してから施工する。	(7) 管の劣化する恐れがある溶剤、 <u>合成樹脂調合ペイント</u> 、軟質塩化ビニル (ビニルテープ等) など可塑剤を含んだ材料と接触させないように施工する。また、管端部の養生にビニルテープを使用した場合には、ビニルテープ部の管を除去してから施工する。	架橋ポリエチレン管 管の接合
2	2	5	13	(8)			55	(8) 管の劣化する恐れがある溶剤、 <u>調合ペイント</u> 、軟質塩化ビニル (ビニルテープ等) など可塑剤を含んだ材料と接触させないように施工する。また、管端部の養生にビニルテープを使用した場合には、ビニルテープ部の管を除去してから施工する。	(8) 管の劣化する恐れがある溶剤、 <u>合成樹脂調合ペイント</u> 、軟質塩化ビニル (ビニルテープ等) など可塑剤を含んだ材料と接触させないように施工する。また、管端部の養生にビニルテープを使用した場合には、ビニルテープ部の管を除去してから施工する。	ポリブデン管 管の接合
5	1	1	2	(2)	エ		147	エ <u>燃料</u> 装置の燃焼制御方式は特記による。	エ <u>燃焼</u> 装置の燃焼制御方式は特記による。	鋼製ボイラー 燃焼装置の仕様
5	2	1	16	(1)	イ		224	イ 配管の劣化する恐れがある溶剤、 <u>油性マーキング、調合ペイント</u> 、軟質塩化ビニル (ビニルテープ等) など可塑剤を含んだ材料と接触させないように施工する。また、管端部の養生にビニルテープを使用した場合には、ビニルテープ部の管を除去してから施工する。	イ 配管の劣化する恐れがある溶剤、 <u>合成樹脂調合ペイント</u> 、軟質塩化ビニル (ビニルテープ等) など可塑剤を含んだ材料と接触させないように施工する。また、管端部の養生にビニルテープを使用した場合には、ビニルテープ部の管を除去してから施工する。	床暖房 機器の据付け及び 取付け

編	章	節	項	(1)	ア	表	ページ	誤	正	備考																
7	6	2	9	(1)		表 7.6.1	297	<p>表7.6.1 設計用水平標準震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用水平標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階及び屋上</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地階</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 上層階とは、地階を除く階数が2以上6以下の建築物にあっては最上階、地階を除く階数が7以上9以下の建築物にあっては最上階及びその直下階、地階を除く階数が10以上12以下の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が3以内の階、地階を除く階数が13以上の建築物にあっては、最上階及び最上階から数えた階数が4以内の階をいう。 なお、中間階とは、地階、1階及び上層階を除く階をいうものとする。</p>	設置階	設計用水平標準震度	上層階及び屋上	1.0	中間階	0.6	1階及び地階	0.4	<p>表7.6.1 設計用水平標準震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用水平標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階及び屋上</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地階</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 上層階とは、地階を除く階数が2以上6以下の建築物にあっては最上階、地階を除く階数が7以上9以下の建築物にあっては最上階及びその直下階、地階を除く階数が10以上12以下の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が3以内の階、地階を除く階数が13以上の建築物にあっては、最上階及び最上階から数えた階数が4以内の階をいう。 なお、中間階とは、地階、1階及び上層階を除く階をいうものとする。 <u>また、防振支持及び固定支持共に同じ水平標準震度とする。</u></p>	設置階	設計用水平標準震度	上層階及び屋上	1.0	中間階	0.6	1階及び地階	0.4	<p>エスカレーター 耐震施工 設計用水平標準震度</p>
設置階	設計用水平標準震度																									
上層階及び屋上	1.0																									
中間階	0.6																									
1階及び地階	0.4																									
設置階	設計用水平標準震度																									
上層階及び屋上	1.0																									
中間階	0.6																									
1階及び地階	0.4																									

編	章	節	項	(1)	ア	表	ページ	誤	正	備考																
7	6	2	9	(3)			297	<p>(3) 設計用鉛直震度は、表 7.6.2 の設計用鉛直標準震度に、特記記載の地域係数(特記がない場合は、1.0 とする。)を乗じて求めたものとする。</p> <p>表7.6.2 設計用鉛直標準震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用鉛直標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階及び屋上</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td><u>建築物の中間階以下</u></td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 上層階とは、地階を除く階数が 2 以上 6 以下の建築物にあっては最上階、地階を除く階数が 7 以上 9 以下の建築物にあっては最上階及びその直下階、地階を除く階数が 10 以上 12 以下の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が 3 以内の階、地階を除く階数が 13 以上の建築物にあっては、最上階及び最上階から数えた階数が 4 以内の階をいう。</p> <p>なお、中間階とは、地階、1 階及び上層階を除く階をいうものとする。</p>	設置階	設計用鉛直標準震度	上層階及び屋上	0.5	中間階	0.3	<u>建築物の中間階以下</u>	0.2	<p>(3) <u>免震構造及び制震構造の建築物については特記による。</u></p> <p>(4) 設計用鉛直震度は、表 7.6.2 の設計用鉛直標準震度に、特記記載の地域係数(特記がない場合は、1.0 とする。)を乗じて求めたものとする。</p> <p>表7.6.2 設計用鉛直標準震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用鉛直標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階及び屋上</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td><u>1階及び地階</u></td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 上層階とは、地階を除く階数が 2 以上 6 以下の建築物にあっては最上階、地階を除く階数が 7 以上 9 以下の建築物にあっては最上階及びその直下階、地階を除く階数が 10 以上 12 以下の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が 3 以内の階、地階を除く階数が 13 以上の建築物にあっては、最上階及び最上階から数えた階数が 4 以内の階をいう。</p> <p>なお、中間階とは、地階、1 階及び上層階を除く階をいうものとする。</p> <p><u>また、防振支持及び固定支持共に同じ鉛直標準震度とする。</u></p>	設置階	設計用鉛直標準震度	上層階及び屋上	0.5	中間階	0.3	<u>1階及び地階</u>	0.2	<p>エスカレーター 耐震施工 設計用鉛直標準震度</p>
設置階	設計用鉛直標準震度																									
上層階及び屋上	0.5																									
中間階	0.3																									
<u>建築物の中間階以下</u>	0.2																									
設置階	設計用鉛直標準震度																									
上層階及び屋上	0.5																									
中間階	0.3																									
<u>1階及び地階</u>	0.2																									

編	章	節	項	(1)	ア	表	ページ	誤	正	備考
7	6	2	9	(4)			298	<u>(4) 層間変形角は、1/100とする。ただし、建物の層間変形角の値を使用することができる。</u>	<u>(5) 層間変形角は、「地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件」(平成25年国土交通省告示第1046号)によるものとする。</u>	エスカレーター 耐震施工 層間変形角